

学校教育活動の「法化」現象に関する東アジア比較研究 —いじめ・学校暴力対策法制の展開を中心に—(資料抄訳)

小島 優生

The comparative study about Legalization of school education activities in East Asia —Focusing on the development of bullying and school violence law—

KOJIMA Yuki

The purpose of this study is to clearly how the establishment and development of bullying and school violence laws changed the school. The project is underway with a joint research grant from Dokkyo University with a plan of two years from 2018.

This article is translation of selected passages of material in South Korea.

0. はじめに

本研究は「いじめ・学校暴力対策法制を対象に、教育政策の法化現象が及ぼす学校現場の変化」の解明を目的として、2018年度から2年間の予定で獨協大学から国際共同研究助成を受け、実施しているものである。

周知の通り、日本では大阪でのいじめ自殺事件を発端に2013年「いじめ防止対策推進法」が成立したが、韓国ではそれに先立つ形で2004年に「学校暴力予防及び対策に関する法律」が成立し、以降改正を繰り返している。両国をはじめとした東アジアでは一般に生活指導も学校教育内容に包含され、その担い手は教師が中心であるという特徴を有している。この点は、そもそも生活指導は学校教育に包含されない、または包含していても教師ではなくカウンセラー等が担い手とされる欧米諸国と比較すると大きな差異がある。

また、「いじめ対策法」(日本)、「学校暴力対策法」(韓国)の2法に共通す

る特徴は従来のような「通達」や各自治体の「方針」ではなく、一定の拘束力や、運用手続きを有する「法律」となっている点である。前述の通り、学習指導要領や教科書によって拘束される教科指導に比べ、いじめや学校暴力といった生徒間トラブルの解決・処理は、従来は各学校や教師集団の大幅な専門的裁量に委ねられてきた。そのような経緯を有する日韓両国において、いじめや学校暴力の対処について、法で定式化・義務化されつつあることは、教育活動（生活指導）が法律によって規定される「法化」現象が立ち現れてきていることと考えられる。このような法化現象は、これまでの教師の専門的裁量の行使や認識をどう変容させるのか（あるいは、させないのか）、さらにそれは、生活指導を学校教育（と教師の仕事）の範疇とする東アジア的学校観にとってどのような意味を有するのかが問われる。

このような観点からこれまで、韓国調査を3回、日本での調査を2回実施してきた。韓国調査では教師、保護者、弁護士、刑事政策研究所研究員等へ対するインタビュー、日本では高校調査（校長へのインタビュー含む）、教師、指導主事、弁護士等へのインタビューを実施してきた。本研究ノートはこれまで韓国で収集した資料の抄訳であるが、対象とするのは、改正後の学校暴力対策法、第一次実態調査結果（2018年）、2018年学校内外青少年暴力予防補完対策の3点であり、東アジア比較をする際に必要と思われるところのみの抄訳である。最後に抄訳を通して、見えてきた韓国の学校暴力対策（法）の特徴について簡単な分析を行い、今年度のまとめへの準備としたい。

1. 学校暴力予防及び対策に関する法律（抄訳）

学校暴力予防及び対策に関する法律（略称：学校暴力予防法）〔実施2017. 11. 28.〕〔法律第15044号、2017. 11. 28.、一部改正〕

○定義

第1条（目的）この法律は、学校暴力の予防と対策に必要な事項を規定することにより、被害学生の保護、加害学生の善導・教育と被害・加害生徒間の紛争の調整を通じて、学生の人権を保護し、学生を健全な社会構成員として育成することを目的とする。

第2条（定義）この法律で使用する用語の定義は、次の各号のとおりである。
<改正2009年5. 8.、2012年1. 26.、2012. 3. 21.>

1. 「学校暴力」とは、学校内外での学生を対象に発生した傷害、暴行、監禁、脅迫、略取・誘引、名誉毀損・侮辱、強姦、強要・強制的な使い走りや性暴力、

いじめ、サイバーいじめ、情報通信網を利用したわいせつ、暴力情報等により身体・精神または物的損害を伴う行為をいう。

1の2.「いじめ」とは、学校内外で2人以上の学生が特定の人や特定の集団の学生を対象に継続か繰り返し物理的または心理的な攻撃を加えて、相手が痛みを感じるようにする一切の行為をいう。

1の3.「サイバーいじめ」とは、インターネット、携帯電話などの情報通信機器を利用して、学生が特定の生徒を対象に継続的、反復的に心理的な攻撃をしたり、特定の学生に関する個人情報や虚偽の事実を流布したりすることによって相手が苦痛を感じるようにする一切の行為をいう。

○学校暴力自治委員会

第12条（学校暴力対策自治委員会の設置・機能）①学校暴力の予防および対策に関連した事項を審議するために学校に学校暴力対策自治委員会（以下“自治委員会”という）を置く。ただし、自治委員会構成にあつて大統領令に決める理由がある場合には教育庁への報告を経て二校以上の学校が共同で自治委員会を構成することができる。〈改正2012. 1. 26.〉

②自治委員会は学校暴力の予防および対策などのために次の各号の事項を審議する。〈改正2012. 1. 26.〉

1. 学校暴力の予防および対策樹立のための学校体制構築
2. 被害学生の保護
3. 加害学生に対する先導および懲戒
4. 被害学生と加害学生間の紛争調整
5. その他に大統領令に決める事項

③自治委員会は該当地域で発生した学校暴力に対し学校長および所轄警察署長に関連資料を要請することができる。〈新設2012. 3. 21.〉

④自治委員会の設置・運営などに必要な事項は地域および学校の規模などを考慮して大統領令に決める。〈改正2012. 3. 21.〉

第13条（自治委員会の構成・運営）①自治委員会は委員長1人を含む5人以上10人以下の委員で構成するものの、大統領令に決めるところにより全体委員の過半数を父兄全体会議で直接選出された父兄代表で委嘱しなければならない。ただし、父兄全体会議で父兄代表を選出することに困難な理由がある場合には学級別代表で構成された父兄代表会議で選出された父兄代表で委嘱することができる。〈改正2011. 5. 19.〉

- ②自治委員会は分期別 1 回以上会議を開催して、自治委員会の委員長は次の各号のどれか一つに該当する場合に会議を招集しなければならない。<新設・改正2011. 5. 19、2012. 1. 26、2012. 3. 21.>
 - 1. 自治委員会在籍委員 4 分の 1 以上が要請する場合
 - 2. 学校の職員が要請する場合
 - 3. 被害学生または、その保護者が要請する場合
 - 4. 学校暴力が発生した事実の申告や報告を受けた場合
 - 5. 加害学生が脅迫または、報復した事実の申告や報告を受けた場合
 - 6. その他委員長が必要と認める場合
- ③自治委員会は会議の日時、場所、出席委員、討議内容および議決事項などが記録された会議録を作成・保存しなければならない。<新設2011. 5. 19.>
- ④その他に自治委員会の構成・運営に必要な事項は大統領令に決める。<改正2011. 5. 19.>

○専門相談教師及び専門担当機構

第14条（専門相談教師配置および専門担当機構構成）①学校の長は学校に大統領令に定めるところにより相談室を設置し、「初・中等教育法」第19条の2により専門相談教師を置く。

- ②専門相談教師は学校の長および自治委員会の要求がある時には学校暴力に関連した被害学生および加害学生との相談結果を報告しなければならない。
- ③学校の長は教頭、専門相談教師、保健教師および責任教師（学校暴力問題を担当する教師をいう）等で学校暴力問題を担当する専門機構（以下“専門機構”という）を構成し、学校暴力を認知した場合、直ちに専門機構または、所属教員をして被害事実の有無を確認するようにする。<改正2012. 3. 21.>
- ④専門機構は学校暴力に対する実態調査（以下“実態調査”という）と学校暴力予防プログラムを構成・実施して、学校の間および自治委員会の要求がある時には学校暴力に関連した調査結果など活動結果を報告しなければならない。<改正2012. 3. 21.>
- ⑤被害学生または、被害学生の保護者は被害事実確認のために専門機構に実態調査を要求することができる。<新設2009. 5. 8、2012. 3. 21.>
- ⑥国家および地方自治体は実態調査に関する予算を支援して、関係行政機関は実態調査に協力しなくてはならず、学校の専門機構に行政的・財政的支援をすることができる。<改正2009. 5. 8、2012. 3. 21.>

- ⑦専門機構は性的暴行など特殊な学校暴力事件に対する実態調査の専門性を確保するために必要な場合、専門機関にその実態調査を依頼することができる。この場合その依頼は自治委員会委員長の審議を経て学校の長名義で行わなければならない。＜新設2012. 1. 26、2012. 3. 21.＞
- ⑧その他に専門機構運営などに必要な事項は大統領令に決める。＜新設2012. 3. 21.＞

○加害学生への措置・加害学生の保護

第16条（被害生徒の保護）①自治委員会は、被害生徒の保護のために必要であると認めるときは、被害生徒に対し、次の各号のいずれかに該当する措置（数個の措置を併科する場合を含む。）をすることを学校の長に要請することができる。ただし、学校の長が被害生徒の保護のために緊急であると認めた場合、または被害生徒が緊急保護の要請をした場合には、自治会の要請に第1号、第2号及び第6号の措置をすることができる。この場合、自治委員会に直ちに報告しなければならない。＜改正2012. 3. 21、2017. 4. 18.＞

1. 学内外の専門家による心理相談やアドバイス
 2. 一時保護
 3. 治療と治療のための療養
 4. クラスの交換
 5. 削除＜2012. 3. 21.＞
 6. その他被害生徒の保護のために必要な措置
- ②自治会は、第1項の規定による措置を要求する前に被害生徒とその保護者に意見陳述の機会を付与するなど、適正な手続きを経なければならない。＜新設2012. 3. 21.＞
 - ③第1項の規定による要請があるときは、学校の長は被害生徒の保護者の同意を得て、7日以内に当該措置を講じ、これを自治委員会に報告しなければならない。＜改正2012. 3. 21.＞
 - ④第1項の措置等の保護が必要な学生に対して、学校の長が認める場合は、その措置に必要な欠席を出席日数に算入することができる。＜改正2012. 3. 21.＞
 - ⑤学校の長の成績などを評価するにあたり、第3項の規定による措置により、学生に不利益を与えないように努力しなければならない。＜改正2012. 3. 21.＞

⑥被害生徒が専門団体や専門家からの第1項第1号から第3号までの規定による相談などを受けるための費用は、加害生徒の保護者が負担しなければならない。ただし、被害生徒の迅速な治療のために、学校の長又は被害生徒の保護者が希望する場合には、「学校安全事故の予防及び補償に関する法律」第15条の規定による学校安全共済会又は市・道教育庁が負担し、これに対する求償権を行使することができる。〈改正2012. 1. 26、2012. 3. 21.〉

1. 削除〈2012. 3. 21.〉

2. 削除〈2012. 3. 21.〉

⑦学校の長又は被害生徒の保護者は、必要に応じて、「学校安全事故の予防及び補償に関する法律」第34条の控除給与を学校安全共済会に直接請求することができる。〈新設2012. 1. 26、2012. 3. 21.〉

⑧被害生徒の保護及び第6項の規定による支援の範囲や支給手続き等に必要事項は、大統領令で定める。〈新設2012. 3. 21.〉

第17条（加害学生に対する措置）①自治委員会は被害学生の保護と加害学生の先導・教育のために加害学生に対し次の各号のどれか一つに該当する措置（数個の措置を併科する場合を含む）をすることを学校の場に要請しなくてはならず、各措置別適用基準は大統領令に決める。ただし、退学処分は義務教育過程にある加害学生に対しては適用しない。〈改正2009. 5. 8、2012. 1. 26、2012. 3. 21.〉

1. 被害学生に対する書面謝罪

2. 被害学生および申告・告発学生に対する接触、脅迫および報復行為の禁止

3. 学校での奉仕

4. 社会奉仕

5. 学内外専門家による特別教育履修または、心理治療

6. 出席停止

7. 学級交替

8. 転校

9. 退学処分

②第1項により自治委員会が学校の場に加害学生に対する措置を要請する際に、その理由が被害学生や申告・告発学生に対する脅迫または、報復行為の場合には同じ項各号の措置を併科または措置内容を加重することができる。〈新設2012. 3. 21.〉

③第1項第2号から第4号までおよび第6号から第8号までの処分を受けた

加害学生は教育庁が定めた機関で特別教育の履修や心理治療を受けなければならない、その期間は自治委員会で決定することとする。〈改正2012. 1. 26、2012. 3. 21.〉

- ④学校の長が、加害生徒の善導が緊急であると認める場合は、まず、第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号の措置をすることができ、第5号及び第6号は、併科することができる。この場合、自治委員会に直ちに報告して追認を受けなければならない。〈改正2012. 1. 26、2012. 3. 21.〉
- ⑤自治委員会は、第1項又は第2項の規定による措置を要求する前に加害生徒と保護者に意見陳述の機会を付与するなど、適正な手続きを経なければならない。〈改正2012. 3. 21.〉
- ⑥第1項の規定による要請があるときは、学校の長は、14日以内に当該措置を講じなければならない。〈改正2012. 1. 26、2012. 3. 21.〉
- ⑦学校の長が第4項の規定による措置をしたときは加害生徒、その保護者にこれを通知しなければならない、加害生徒がこれを拒否または、忌避するときには、「初・中等教育法」第18条の規定により懲戒しなければならない。〈改正2012. 3. 21.〉
- ⑧加害生徒が第1項第3号から第5号までの規定による措置を受けた場合これに関連した欠席については、学校の長が認めるときは、これを出席日数に算入することができる。〈改正2012. 1. 26、2012. 3. 21.〉
- ⑨自治委員会は、加害生徒が特別教育を履修する場合は、その学生の保護者も一緒に教育を受けさせなければならない。〈改正2012. 3. 21.〉
- ⑩加害生徒が他の学校に転校をした後、転校前の被害生徒の所属学校に転校してもどって来ることができないようにしなければならない。〈新設2012. 1. 26、2012. 3. 21.〉
- ⑪第1項第2号から第9号までの処分を受けた学生が、その措置を拒否または忌避した場合、自治会は、第7項の規定にかかわらず、大統領令で定めるところにより、追加の他の措置を行うことを学校の長に要請することができる。〈新設2012. 3. 21.〉
- ⑫加害生徒に対する措置及び第11条第6項の規定による再入学等に関して必要な事項は、大統領令で定める。〈新設2012. 3. 21.〉

○学校専門担当警察官

第20条の6（学校担当警察官）①国家は、学校暴力予防と根絶のために、学校

暴力業務などを担当する警察官を置くことができる。

②第1項の規定による学校専門警察官の運営に必要な事項は、大統領令で定める。〈新設2017. 11. 28.〉

2. 2018年1次学校暴力実態調査結果（抄訳）

（1）2018年第一次学校暴力実態調査の概要

推進根拠：暴力予防及び対策に関する法律第11条及び同法施行令第9条

期間／対象：2017年2月期開始期より調査に参加時まで学校暴力関連の経験と認識

- ・被害応答率が1.3%となり、昨年第一次調査と対比して0.4%増加、小学生の被害応答率が0.7%増加した事は、中学校（0.2%増加）、高等学校（0.1%増加）に比較して高い比率となった。
- ・被害応答率の増加は学校暴力が相変わらず深刻であると言う証拠である。ただし昨年末学校暴力事案が連続報道され、予防教育が強化されたこと等によって学校暴力に対する学生の感性が高まったことも要因とみられる。

（2）2018年第一次学校暴力実態調査主要応答結果

1) 被害の応答現況

- ・被害応答率は1.3%となり、第一次調査に比較すると0.4%増加し、学校級別にみると初等学校2.8%、中学校0.7%、高等学校0.4%になり昨年第一次調査に比較すると小学校が0.7%、中学校が0.2%、高等学校が0.1%とそれぞれ増加した。
- ・被害形態別では言語暴力、集団いじめ、ストーキング等の順であり、形態別の比率は言語暴力（34.7%）、集団いじめ（17.2%）、ストーキング（11.8%）等、またサイバーいじめ（10.8%）の比率が身体暴力（10.0%）より高い。学校級に共通して、言語暴力、集団いじめが大きな比重を占め、中学校高等学校のサイバーいじめの比重（約15%）が初等学校（9.2%）に比較して約6%高い。

2) 加害及び目撃応答現況

- ・加害応答率は0.3%（13,000名）になり、昨年の結果と同一であり、目撃応答率は3.4%（133,000名）となり昨年度に比較して0.8%増加した。

3) 学校暴力認識関連現況

- ・被害事実を周囲に知らせた、申告したと言う応答比率は80.9%（家族44.5%、

先生19.3%)と2.1%増加し、学校暴力対処に対して被害学生の認識が高まった。

- ・学校暴力も目撃学生が、周囲に知らせたり助けたりした比率は68.2%であり、知らないふりをした、傍観をしたと言う応答が30.5%と10.2%増加し、加・被害学生だけでなく学生全般を対象にした予防教育の強化をする必要がある。
- ・反面2017学年度の学校暴力対策で自治委員会の審議件数も増加している。
- ・学校級別新規件数は中学校(15,576件)、高等学校(9,258件)、初等学校(6,159件)の順
- ・17学年度審議件数増加率は初等学校50.5%、中学校32.3%、高等学校21.8%

3. 学校内外青少年暴力予防補完対策(2018年8月31日)

(1) 推進背景

- ・これまで法務省合同で「学校内外青少年暴力予防対策(17.12.22)」を樹立し、推進してきたにもかかわらず青少年暴力事案が発生
(大邱女子中学生集団性暴行18.3.13、カナク山女子高生集団暴行18.6.26)
- ・学校暴力実態調査結果で、被害応答率が前年度比で上昇するなど学生の学校暴力敏感度が増加
- ・青少年法曹が、日に日に深刻化していることと、これに対する国民の関心が集中し、これによって青少年非行の予防と事後対応を強化する補完策が必要
⇒青少年犯罪を厳正に対応し、青少年暴力に対する予防及び被・加害者間の関係回復を強化するために補完対策を用意

(2) 部署別主要実績および限界

1) 現況

- ・学校内外青少年暴力予防対策の5大領域20項目の主要課題に対する6つの部署(教育部、法務部、女性家族部、警察庁、文化体育観光部、放送通信委員会)、中心に推進中
- ①学校暴力根絶のための予防努力拡大
- ②学校外の青少年支援体系拡充
- ③少年司法体系機能改変
- ④法制部体制改善
- ⑤意識改革
- ・大部分は予定通り推進中であり非行学生の支援、少年法など事後管理強化、

情報共有を通じた機関間の連携、など補完の必要性

2) 主要実績

①学校暴力根絶のための予防努力

- ・（学校暴力事案処理制度改善）学校の教育的な解決努力を拡散するため学校自体での解決権限を付与し、また生活記録簿記載改善案を用意する
- ・（危機にある学生管理の強化）民間委託型の公立オルタナティブスクールを新設、オルタナティブスクールなどに学校専門担当警察官を指定することで地域にある学生・青少年の支援及び善導
- ・（被害、課外学生の支援）weeクラス構築及び専門相談教師配置拡大を通して相談を受け付け、効果的に対応する

②学校外の青少年支援体系の拡充

- ・（危機にある青少年の支援強化）危機にある青少年を早期に発見し相談・緊急支援を行うことに適した支援を提供するために青少年同伴者、アウトリーチ専門要員を拡充する
- ・（学校外青少年自立支援）学校外青少年の執行を支援する「明日のための学校」等を通して相互に助け合うことを考慮した専門職業訓練を提供する
- ・（危機にある青少年の管理、善導）sopが中心となり犯罪が難しくなる危機青少年を成長させる面談と集中管理を通して善導及び再犯を防止する

③少年司法の機能の改変

- ・（少年法制関連法律の改定）刑事未成年者、触法少年年齢の下方修正、強盗などの犯罪を犯した少年に対する処罰強化及び少年部措置制限法律の改定のための国会論議が進められている
- ・（初期対応及び事後管理の強化）非行青少年再犯危険性の評価道具を開発活用し、危険性の高い少年に対する集中管理と監督等の再犯防止
- ・（SPOを選抜、配置）深刻な暴力事案発生時に加害者を拘束し、厳正な捜査をするとともに、被害者の身辺確保を通して迅速な手続きを行う

④協業体制の改善

- ・（地域単位で対応能力を高める）地域社会青少年総合支援センターを通して地域の中で機関と連携する地域にある青少年の相談などを支援
- ・（情報共有の強化）対象者が裁判時に警察情報が保護観察情報システムに自動で通報されるようにシステムの改善を図る

⑤意識の改善

- ・（保護者教育の拡大）生まれた周期別、家族特性別の保護者教育講師用マニ

ユアルの普及及び脆弱な家族への保護者教育、相談、子女学習、情緒支援、地域支援の連携

- ・(加害者特別教育) 加害学生の保護者に対する特別教育が未履修であった場合、過料を付加することを主体とした基準を明示した施行令改定

3) 主要限界点

①青少年保護施設対象の支援の不足

- ・保護施設を対処した青少年が健全な社会人として成長することができるよう学業、自立、生活と幸福なサービスが必要であるがこの支援が不足している

②被害者保護及び支援の不足

- ・青少年暴力被害者に対する被害措置段階から相談、保護措置等が迅速になされなければならないが必要なサービスを提供するには限界がある

③機関間の情報共有の不足

- ・政府機関間又は民間と政府機関の間において情報共有が円滑になされておらず暴力事案に対する措置対応及び自己管理に不足が見られる

④学校暴力対応体制の補完の必要性

- ・学校暴力に対する厳罰中心の処理では真性な反省と言うのが難しく学生間の関係回復のための学校の教育的努力を支援する必要がある
 - ・すべての学校暴力は軽重にかかわらず自治委員会を通して処理をしなければならないため、教師が教育的に関与することができる余地が非常に少ない
- 学校暴力に対して、処罰中心のアプローチよりは被害・加害間の教育的関係回復機能を強調

→自治委員会の専門性を強化することと同時に再審手続きの信頼性を高めること

⑤健全な青少年デジタル文化の不足

- ・情報の無限複製と可能なデジタル時代に暴力・自殺を美化するなど青少年に有害なものと同様なサイバー暴力に簡単に加担

⑥民・官の協力を通した対策の必要

- ・現実的で効果的な青少年暴力対策を樹立するためには民と官の疎通を通して現場の意見を誠実に反映する必要がある

◎2018年第一次学校暴力実態調査結果から見る限界点

- ・被害応答率が前年度比で増加しており、被害形態ではサイバーいじめが身体暴力より高くなっている。目撃した学生の傍観応答率が増加

△被害応答率が1.3%で昨年同時期のものに比べ0.4%増加、初等学校の被害応答増加が中高等学校よりさらに高い

- △被害形態ではサイバーいじめ（10.8%）が身体暴力（10.0%）より高い
- △学校暴力目撃学生の「傍観した」と言う応答が増加している（0.5%上昇10.2%増加）
- △自治委員会学校級別審議件数増加率上昇（初等学校50.5%、中等学校32.3%、高等学校21.8%）
- 言語暴力・サイバー暴力等に対する予防教育を集中推進して学校暴力事案処理の時に学校の教育的解決機能を強化する代案を模索

（Ⅰ、Ⅱは学校暴力と関連がないため省略）

Ⅲ補完対策

（①－③は学校暴力と関連がないため省略）

④学校暴力対応体制の整備

1) 教育的関係回復中心の学校暴力予防法と改定の推進

- ・単純かつ軽微な学校暴力は専門担当機構の確認を得て学校で自律的に解決することができる権限を付与することを推進する

◎単純かつ軽微な学校暴力基準＝（単純・軽微の基準）学校暴力の深刻性・持続性・故意性が低く、加害学生が深く反省をしている

以下の条件（①から⑤）を全て満たした時：①全治2週間未満の傷害、②財産上の被害がないか回復した場合、③故意又は持続的な事案でない場合、④集団暴力でない場合、⑤性暴力ではない場合

手続き：専門担当機構の調査→学校での決定→教育長・自治委員会に報告

※（隠蔽・縮小の防止）教育長及び自治委員会に報告を義務化、隠蔽・縮小があったときには罷免・解任など懲戒基準を用意

→学校暴力予防法第13条（自治委員会の構成・運営）推進

- ・加害学生措置事項の中で軽微な措置については学校生活記録簿に記載しない学校暴力事案に対して厳正に処理の方針は維持、および学校の教育的善導機能を強化し関連業務・紛争解決の必要性等を多角的に考慮して決定する

→初中等教育法施行規則第21条①（学校生活記録簿作成基準）改定を推進

※学校暴力に対する厳罰主義の対応の限界を克服し、神聖な関係回復と教育的解決のため①軽微な学校暴力は学校支援の終結権を与える②軽微な学生措置事項は学校生活記録簿に記載しない法案に対して国民参与など多様な意見収集を得て最終決定する

- ・教育部の案を含めた多様な可能性を広く論議することで国民の願いにあった

政策方向を導出する

- ・学校暴力を隠蔽・縮小した学校長、教員に対して縮小・隠蔽の時、内容、回数及び程度によって基準をつけた懲戒議決をすることができるように法令を改定する
- ※増大した学校暴力に対して厳正な処理を基礎として事案処理過程で隠蔽・縮小に対しては強力に対応する→学校暴力予防法第11条の10改定
- ・学校暴力事案処理過程で、自治委員会と専門担当機構の役割に和解・調停を追加することで法令改正を行い和解調停が育成作業を推進する
- ・自治委員会の委員数のうち保護者委員の比率を縮小する
自治委員会の客観性・専門性を高めるために保護者の比率の比重を下げ（現在は過半数から3分の1以上）教員委員及び外部専門委員を拡大する
- ※教育支援庁単位で、同窓会、警察、医師、カウンセラー、教員等によって構成支援する
- （暴力予防法第13条（自治委員会の構成員会）改訂を推進する
- ・小規模、島嶼部や山間地域学校で外部委員の構成や採用が難しい場合には2つ以上の学校で共同して自治委員会を構成することができることとする
- 学校暴力予防法施行令第13条①（自治委員会の設置及び審議）改定を推進
- ・公平性保障のため、加害学生再審時、被害学生が出席し意見陳述をできるようにし加害学生の再審結果を被害学生に書面にて通報する
- 学校暴力予防法第17条の⑥再審請求改定推進
- ・加害、被害学生の再審機関が異なることで発生する混乱を防止するため市道教育長に一元化された再審機構（家庭学校暴力再審委員会）を設置運営する
- ※加害学生再審機関（懲戒委員会）、被害学生再審機関（地域委員会）を一元化し再審結果が異なる10事例が発生し事案処理が遅れるなど葛藤を発生させている→学校暴力予防法第10条の3新設
- 2) 学校暴力加害者特別教育の内実化
- ・課外学生保護者の特別教育を受けていないときには、過料を課す主体を教育監とし、基準を明確にして履修を督励（17年：学生96.9%、保護者95.0%）
- 学校暴力予防法施行令改訂
- ・特別教育時には個人面談を義務化し、特別教育を内実のあるものにし、具体的な最小時間や時期は教育庁の協議を経て決定する
- ・特別教育時、個人相談ができる基盤を用意し、規模別のWEEクラスやWEEセンターに専門相談教師を拡大・配置

3) 仮称：学生相談および支援の特別法制定推進

- ・多様な形態の学校不適応および危機にある学生の相談・治療の総合支援活動を拡大する法的根拠を用意するため、制定を推進する
- ・法定支援充員を通して、WEEクラス設置率を高め、WEE支援強化をするため支援庁内にWEEセンターを設置

4) 専門相談教師の資格基準強化

- ・WEEクラス、WEEセンターを、教師養成大学（院）の教育実習機関に拡大し専門相談予備教師の学生相談能力を養成・向上
- ・専門相談教師任用試験の際相談実技評価過程を導入し、これによって専門相談教師任用試験を実施・実習評価導入
- ・専門相談教師の相談力量強化のため教職経歴周期別研修強化

4. 考察

見てきたように、韓国の学校暴力法は日本のいじめ法とは大きく異なる特徴を有している。

第一に、学校暴力の種類と、加・被害者への措置が条文中で列挙されている点である。すなわち加害行為が認定されれば、生徒の関係性や事案の特殊性等が原則的には考慮されることなく、それに見合った懲戒的措置が選択される「ゼロ・トレランス」型の生徒指導スタイルが採用されている。また、日本の場合は「いじめ」が包括的な概念であり、その中に暴行や恐喝等が包含されるが、韓国では学校暴力が包括的な概念であり、その中に「集団いじめ」が含まれるという逆転現象が起こっている。この点は「生徒間トラブル」の内実をどう捉えるか、という点に関する両国の差異と、いじめによる自殺を契機として成立した日本のいじめ対策法と、集団暴行死を契機としている韓国の違いに生起するものと考えられる。

第二に、加害・被害生徒対象の措置を決定するのが、教師や校長といった学校関係者ではなく学校外部関係者を中心に構成される「自治委員会」の場という点である。自治委員会は保護者代表が過半数を占めることが規定されており、それ以外の委員は警察や法曹関係者等から校長が委嘱することになっている。校内意思決定に保護者を多数包含することは、1995年から導入されている学校運営委員会制度とも共通する。韓国における近年の学校自治は、保護者自治が専門職自治を凌駕する形態である。保護者の意思決定過程への参加の制度化は、保護者教育権の保障と教師の教育裁量権の濫用抑止という点からすれば評価さ

れるべきものであろうが、他方で秘密保持や専門性確保という点では疑問が残る。

第三に第一、第二の点から導き出される教師の裁量権の狭小化である。自身の担任する学級内で学校暴力が発生した場合、教師は専門担当機構に通報する義務があるが、その後自治委員会で措置が決定するまで関与することはない。

このように、学校暴力に関する教師の裁量権が著しく限定的だが、教師へのインタビューでは、予想に反して教師は受容的であり、理由として負担の軽減が語られた。

また、保護者委員へのインタビューでは、負担感が多く語られたものの、小さい街だったことも奏功し、加害生徒が普段どんな家庭環境で育っているかなどの情報が措置決定に大きな影響力を及ぼした事例が明らかになった。とはいえ、部外者であり、素人である保護者中心の自治委員会で懲戒措置が決定される点、かつその事実がその後の入試に多大な影響を及ぼす生活記録簿に記載されるという点においては、再審請求も多数提起されている。

『実態調査結果』を見ると、以下2点が日本と大きく異なっていると考えられる。

第一に、言語暴力やストーキング、集団いじめ、サイバーいじめが上位に挙げられ、かつ加害方法が単独の場合が56.7%、集団が43.3%であることを考えると、1対1の学校暴力行為が半数近く存在することになる。言語暴力の場合は喧嘩や口論と、学校暴力法における言語暴力との異同が困難であろうことが予想される。実際インタビューでも、双方向の口論であったが、たまたま自身の子どもが攻撃した現場を教師が発見し、加害者となった事案が紹介された。

第二に、目撃後の対応について、被害者を慰め、助けた(34.4%)、加害者を止めた(19.0%)、家族や先生に相談した(14.8%)と、積極的に行動を起こした学生も一定数いる一方で、見ないふりをした(30.5%)とあり、予防教育の実施の限界が露呈している。

しかしながら、本データが深刻な学校暴力事件が発覚した直後のデータであったことなどから実態調査としての信ぴょう性に疑義を有するインタビュー対象者も存在した。

『学校内外青少年暴力予防補完対策(2018年8月31日)』は、教育部、少年司法関連部署が合同で実施した対策であり、学校暴力対策の少年法との親和性が伺える。少年法に関しては2017年に集団暴行や集団性暴行からの自殺などの事件が発生したことから青瓦台への民間請願が20万筆を超えるなど、社会的背景

としては少年法の厳罰化（あるいは少年法廃止）がある。

ただ一方で、以下の3点を指摘しておくことで、今後の趨勢を観察する上でのポイントとしておきたい。

第一に学校暴力自治委員会の委員構成に関する法改正である。保護者が過半数を占める構成を改正し、教員委員及び外部専門委員を増員することを提案しており、実現すれば保護者自治から専門職自治へ大きな転換となることになる。しかし、教師が増えた場合は、学校暴力事案と日常との結節点が自治委員会に持ち込まれることになり、外部専門委員が増員されると、保護者が辛うじて繋いでいた日常性が更に捨象され、ゼロトレランス的な措置となることが予想される。

第二に、「単純かつ軽微な学校暴力」であれば、学校内で自律的に解決する権限を付与し、学校生活記録簿への掲載もしないことが提案されている。単純かつ軽微な学校暴力認定をすることによる教師の負担や、認定されなかった際の異議申し立て手続きなどが必要になるが、少年法の厳罰化請願が青瓦台に多数あり、改正案も多数出されているなど、韓国社会が厳罰化の要求の中で可能かは未知数である。

最後に「厳罰中心の処理」の限界について多少なりとも自覚的な現状があり、学生間の信頼回復のための①「学校の」②「教育的努力」を支援する、との提言である。これまで見てきたように、韓国の学校暴力対策は暴力行為を列挙し、それに相応な懲罰的措置を決定する形態＝ゼロ・トレランス方式を採用してきた。法改正も、大きな学校暴力事故発生のために繰り返されたが、結果として法が抑止には作用しないことが次第に明らかになりつつある。上述した自治委員会の構成や、学校内の自律権限を拡大する案は、主に「学校（＝教師の）」教育的裁量権を拡大しうる体現する提案であるが、後者の「教育的努力」とは何か、それをどのように実施・支援するかについては言及が特にない。法改正を踏まえ、韓国における学校暴力解決のための「教育的努力」が問われる。

終わりに

インタビューでは、「学校暴力対策法」は日本の法を模倣したものとの誤解が多々聞かれた。おそらくこれは少年法のことかと思われる。少年法は当初日本の少年法を移入して作成されたが、現在は相当に韓国的変異を遂げている。

その変異した少年法と軌を一にする学校暴力対策法は、当然ながら日本のいじめ法とは全く違うが、それよりも同じ東アジアでありながら、「いじめ」の

認識や、教師の責任などが好対照であった。今回はあくまで研究ノートのため、資料の翻訳がメインであるが今後は法改正の趨勢を注視するとともに、日本や台湾との比較をしつつこの法化現象が学校現場に何をもたらすのかを明らかにしていきたい。

